

私が決める 明日の日本を託す人

第20回 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙が行われます。今回の選挙では、選挙区選挙と比例代表選挙の2回の投票があります。

投票日
7月11日(日)
7時～20時

投票できるかた

年齢要件と住所要件があります

- ① 昭和59年7月12日以前に生まれたかた
(投票日までに満20歳以上のかた)
- ② 平成16年3月23日までに転入の届け出をし、引き続き大館市に住んでいるかた

平成16年3月24日以降に転入の届け出をしたかたは、転入前の市区町村で投票することになります。

投票所入場(ご案内)券

投票所入場(ご案内)券を21日に発送しました。投票の際に使用しますので、保管し

てください。

万一、紛失した場合でも、投票できません。投票所の受付へお申し出ください。

期日前投票

(これまでは不在者投票と呼んでいました)

投票日当日、都合により投票できないかたでも、事前に投票することができます。仕事や冠婚葬祭、旅行、出産、手術などで当日投票できないときにご利用ください。

期間

6月25日(金)～7月10日(土)

8時30分～20時

場所

大館市選挙管理委員会事務局

(市役所1階、第2会議室)

持ち物・投票所入場(ご案内)券

投票時には、選挙管理委員会で用意している宣誓書にご記入いただけます。

住所・氏名・生年月日を記入し、期日前投票の理由項目に 印を付けるだけの簡単なものです。

問 選挙管理委員会

☎ 49 3111

(内線297)

郵便等投票

重度の障害者(戦傷病者)、要介護状態のかたの場合

在宅で、郵便等による投票ができます。また、手や目に重度の障害があるかたは、代理記載による投票もできます。事前に手続きが必要で、日数がかかりますので、お早めにお問い合わせください。

対象者

- ① 両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害が1、2級または特別項症から第2項症までのかた
- ② 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害が1、3級または特別項症から第3項症までのかた
- ③ 介護保険被保険者証の要介護状態区分が、要介護5のかた

不在者投票

出稼ぎなどの場合

出稼ぎなどで、他の市区町村に長期滞在中のかたは、その滞在中の市区町村で不在者投票

投票用紙の記載方法

秋田県選出議員選挙

投票用紙に、候補者名を記載し、投票します。



ができます。手続きに日数がかかりますので、お早めにお問い合わせください。

入院(入所)中の場合

指定されている病院・施設に入院(入所)中のかたで、歩くのが困難な場合は、その病院(施設)内で不在者投票ができます。

市内の指定病院・施設

市立総合病院、秋田労災病院、石田病院、今井病院、東台病院、西大館病院、成章園、つくし苑、ケアハウスほうおう、水交苑、神山荘、平成館、大館園